

政策目標別後期基本計画

4 うるおい・雄武

～生活環境・生活基盤の充実～

環境の保全

交通体系の整備

上・下水道の整備

住環境の整備

消防・救急・防災体制の強化

防犯・交通安全の推進

情報通信網の整備・充実

環境の保全

取り巻く環境の変化

豊かな自然を後世に引き継ぎ、生物多様性を確保していくことは、現代を生きる私たちの責務です。また、流水量の減少などにつながる地球温暖化など、地球環境問題は身の回りにもあり、「地球的規模の思考と足元からの行動」が大切です。

町民と行政が協働で美しい景観づくりを進めていくことが大切です。また、悪臭、水質汚濁など、公害防止対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

ごみについては、分別収集の拡大を図るとともに、指定袋・指定シールでの有料化も進めてきました。3R^{*}の推進や埋立処分場の延命、さらには長期的なごみ処理体制の確立が課題になっています。

水洗化されていない家庭のし尿については、処理施設の適切な維持管理と長期的なし尿処理体制の検討が課題です。

近年、石油由来エネルギーに代わる「再生可能エネルギー」の活用に向けた取り組みが各地で進められており、わが町でも、推進していく必要があります。

※リデュース（減量化）、リユース（そのままの状態での再利用）、リサイクル（加工して再生利用）



めざす雄武の姿

生態系や水、資源、エネルギーなど自然の循環メカニズムが保全されるとともに、公害がなく、美しい景観のまちづくりが進められています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
環境保全関係各種規制区域面積 (自然環境保全地域・鳥獣保護区)	735ha	732ha	732ha
町が把握する町民の景観形成・環境美化・公害等監視活動の年間開催回数	0回	1回	4回
公害発生件数	0件	0件 (20～23年度累積)	0件
不法投棄発生件数	3件	1件 (20～23年度累積)	0件
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	783g	848g	780g
ごみリサイクル率	26.6%	23.7%	30%
最終処分場の年間埋立量	1,792.1m ³	1,632m ³	1,500m ³



基本施策の体系

【 基本施策 】

環境の保全

【 単位施策 】

1 自然環境の保護・再生

2 地球環境保全対策の推進

3 景観形成・環境美化・公害防止の推進

4 ごみ・し尿処理の推進

5 エネルギーの有効利用

単位施策の内容

1 自然環境の保護・再生

貴重な生態系の維持に向け、希少生物や在来種の調査・保護、外来種の移入防止・駆除対策、魚道の確保など、必要な保全・再生に配慮します。

2 地球環境保全対策の推進

地球環境保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先してクール・ウォームビズやグリーン購入※など具体的な行動を実践し、まちぐるみの取り組みにつなげます。

※ 購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

3 景観形成・環境美化・公害防止の推進

魅力的な景観づくりに向け、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。また、各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導を強化します。

4 ごみ・し尿処理の推進

ごみの適正処理体制の確立と、容器包装ごみの適正分別排出での資源化率向上を進め、埋立ごみの減量化により最終処分場の延命化につなげます。また、3Rを推進し、環境にやさしく、ごみを出さないライフスタイルを拡大していきます。

し尿については、適切な処理体制を維持するとともに、関係市町村とともに、長期的な処理のあり方について協議を進めます。



5 エネルギーの有効利用

省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、太陽光、農林漁業有機物資源のバイオ燃料（バイオエタノール、木質バイオマス等）など、再生可能エネルギーの活用について検討を進めます。

交通体系の整備

取り巻く環境の変化

道路網については、前期計画期間は、道道美深雄武線の整備が進められるとともに、町の事業としては、町道の日の出幹線、緑町1号線、元沢木中央線などの整備、除雪事業やロードヒーティング改修などを進めてきました。自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。

公共交通については、町民の交通手段である2本のバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っています。人口減少やマイカーの普及などにより、乗車率は厳しい状況ですが、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であるため、現行路線の維持・確保が求められます。

空路は、平成12年から就航されている羽田紋別直行便が、搭乗率低下のため、平成23年10月から、冬季の新千歳線振替を余儀なくされています。その対策として、平成24年7月から、町民や旅行者を対象とした雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を実施していますが、こうした事業を周知しながら、羽田紋別直行便の維持確保を図っていくことが求められます。

花や緑と調和した道路景観づくりや、人にやさしい道づくりなど、道路環境の質的な向上を図ることが必要であるとともに、公共交通についても、可能な限り、福祉的な対応を進めていくことが必要です。



めざす雄武の姿

冬道対策など道路環境の向上と公共交通の確保が図られています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
町道延長	261.5km	269.4km	271.8km
町道改良率	79.6%	80.6%	80.7%
町道舗装率	57.1%	59.8%	60.2%
除雪の満足度	38%	39%	50%
民間バスの路線数	2路線	2路線	2路線
羽田紋別直行便運航期間	通年	9カ月	通年



基本施策の体系

【 基本施策 】

交通体系の整備

【 単位施策 】

1 道路環境の向上

2 公共交通の維持・確保

単位施策の内容

1 道路環境の向上

生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の維持・確保を図ります。また、除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を強化するとともに、道路橋の長寿命化のための修繕を順次進めます。

また、歩道や交通安全施設の設置、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりを進めます。



↑ 道路整備



↑ 除排雪作業

2 公共交通の維持・確保

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、バス路線を維持・確保するとともに、オホーツク紋別空港からの空路の利用促進を図ります。



↑ 民間バス



↑ オホーツク紋別空港

上・下水道の整備

取り巻く環境の変化

わが町の水道は、昭和33年に市街地で、49年に沢木地区で、50年に幌内地区で給水が開始されました。農村部では専用水道及び4つの営農用水が整備されています。

この間、青葉第二浄水場の更新などを柱とした雄武地区簡易水道第3期拡張事業（平成18～21年度）や3簡易水道の統合（平成23年度）などを行いました。今後も、良質で安全な水を安定的に供給していくため、漏水箇所に関する調査を継続的に進めるとともに各施設の更新などを進めていく必要があります。

雄武・魚田地区で平成3年度から公共下水道事業に着手し、町人口に対する普及率や、整備区域内の水洗化率は8割を超えるようになりました。

また、平成24年度からは、公共下水道認可区域以外に住む町民に対する合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助を実施しています。

清らかな川や美しく豊かな海を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、公共下水道や合併処理浄化槽を一層普及していく必要があります。



めざす雄武の姿

良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
水道普及率	90.9%	93.1%	95%
水道有収率	69.7%	63.2%	70%
水道の満足度	50%	50%	70%
下水道人口普及率	73.1%	75.1%	77%
水洗化率	78.7%	80.9%	82%
下水道の満足度	42%	45%	60%
合併処理浄化槽補助延べ件数	—	—	35基 (25～29年度)



基本施策の体系

【 基本 施 策 】

上・下水道の整備

【 単 位 施 策 】

1 水道の安定供給

2 下水道の普及促進

単位施策の内容

1 水道の安定供給

水源地域の環境整備などにより、水質を保全するとともに、施設の更新を計画的に進めます。また、日常業務の効率化などにより、安定した水道事業を運営します。



↑ 青葉第二浄水場内「設備機器」



↑ 青葉第二浄水場内「設備機器」

2 下水道の普及促進

公共下水道の整備と施設の適切な管理・更新を進めるとともに、その必要性や有効性を啓発し、水洗化を働きかけます。また、日常業務の効率化などにより、安定した公共下水道事業を運営します。

また、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、既設の浄化槽の適切な維持管理を促進します。



↑ 雄武浄化センター

住環境の整備

取り巻く環境の変化

わが町では、平成 16～27 年度を計画期間とする「住宅マスタープラン」、「公営住宅ストック総合活用計画」の両計画に基づき住宅施策を進め、近年では、町営緑町団地などの整備や修繕等を行いました。また、平成 22 年度には将来の更新コスト及び改修コスト縮減に向けた「公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。

平成 23 年度からは、バリアフリー化を主目的とした住宅改修への経済的支援事業を勤労者世帯や子育て世帯などを対象に含めて「快適住まいづくり促進事業」として拡充し、定住促進や地域経済の活性化につながるよう、働きかけているところです。また、町外からの移住を促進するために、平成 21 年度からは、町有住宅を活用した「お試し暮らし事業」を開始し、平成 23 年度から、移住宅地の無償貸付及び無償譲渡制度を開始したところです。

わが町には民間の不動産業者がなく、住宅については口コミ情報による売買・貸借が主体となってい

る中で人口は減り続け、空き地、空き家、空き部屋は町内に多数あると考えられ、住宅情報を提供・コーディネートする仕組みの構築について検討していくことが今後の住宅対策として重要と言えます。

公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として、重要な機能を担っています。今後も、地域住民の協力を得ながら、適切な維持管理と長寿命化に向けた施設・設備の補修等を進めていくことが大切です。

都市計画は、住宅や公共施設などが集中する市街地が生活空間や産業創出の場としての機能を効果的に発揮するために重要です。わが町では、雄武・魚田地区を都市計画用途地域に指定し、これまで大通り商店街、旧駅前周辺の一体的整備をはじめ、各種都市計画事業を進めてきました。今後も各種の手法を活用し、町民が安心して快適に生活できる住環境づくりを進めていくことが必要です。

めざす雄武の姿

人と自然にやさしい良好な住宅が確保され、公園・緑地が充実し、機能的で魅力あふれる住環境が形成されています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
町営住宅管理戸数	295 戸	283 戸	281 戸
町営住宅建替戸数	0 戸	32 戸 (20～23 年度)	38 戸 (25～29 年度)
快適住まいづくり促進事業の延べ利用件数	—	60 件	300 件 (23～27 年度)
お試し暮らし事業の延べ利用件数	—	7 件 (21～23 年度)	15 件 (25～29 年度)
公園の満足度	49%	52%	70%



基本施策の体系

【基本施策】

住環境の整備

【単位施策】

1 良好な住宅・宅地の供給

2 良好な住生活の確保

3 公園・緑地の充実

4 都市計画の推進

単位施策の内容

1 良好な住宅・宅地の供給

住宅ニーズに対応するため、公営住宅の計画的な建替えと適切な維持管理を進めます。また、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、国・道・町の支援制度の利用を促進します。

2 良好な住生活の確保

バリアフリー化や耐震性能、省エネルギーなどの住宅の基本性能向上による、良好な住まいづくりに向けた町民の取り組みへの支援を進めます。また、お試し暮らしの利用を促進するとともに、公共・民間による宅地・住宅の分譲・賃貸に関する情報の集約・提供、コーディネートのしくみづくりを進めます。



↑お試し暮らし用住宅「宮の森荘」

3 公園・緑地の充実

わが町の公園・緑地の魅力を保てるよう、町民と協働しながら、芝や樹木の手入れ、施設・設備の補修など、適切な管理運営を進めます。



↑宮の森公園

4 都市計画の推進

限られた財源の中で、真に有効な都市計画事業を実施し、自然環境と調和した魅力ある市街地形成を進めていきます。空き家・空き地の有効活用や、災害予防対策、個性的で美しい景観づくりなどの取り組みを進めるとともに、居住地の明確化により各種行政、郵便・流通等公益サービスの充実に向けた住居表示の調査事業を実施します。

消防・救急・防災体制の強化

取り巻く環境の変化

わが町では、昭和29年、47年に2度の大火を経験するとともに、風水害や雪害による建物の倒壊・浸水等も頻繁に生じています。また、2万人近い尊い命が犠牲になった東日本大震災では、想定外の規模の災害がどこでも起こりうるものが改めて認識されました。オホーツク海沿岸は、目立った地震活動がなく、災害が比較的少ない地域と言われてきましたが、震度7クラスの直下型地震や10メートル級の津波、雄武川や幌内川のはん濫危険水位を超える豪雨、各地で同時多発する竜巻などは、決して絵空事ではなく、現実に関りうるものと考え、「減災」の視点に立って、対策を講じていく必要があります。

また、国民保護法や新型インフルエンザ等対策

特別措置法に基づく危機管理を進めていく必要があります。

消防・救急については、わが町では、紋別地区消防組合雄武支署による常備消防と、消防団による非常備消防が担っています。これまで、町民の生命・身体・財産を守るため、人員や車両・資機材等の充実に努めてきました。近年、町内で火災による犠牲者が出ており、町民への火災予防の一層の啓発が求められるとともに、今後も、消防・救急需要の多様化を受けて、広大な町域をカバーする体制の確保や、町外搬送体制の一層の強化、船舶事故対策などが重要です。



めざす雄武の姿

地域ぐるみであらゆる災害・有事に対する備えが整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
防災活動の実践度（備品の準備、家具転倒防止策、家族との連絡方法の確認、防災訓練への参加、避難場所の確認の5項目平均）	25%	29%	40%
防災訓練の年間実施回数	未実施	1回	1回
自主防災組織数	0組織	1組織	35組織
消防団員数	100人	102人	110人
消防水利充足率	100%	100%	100%
救急救命士数	2人	6人	8人



基本施策の体系

【基本施策】

消防・救急・防災体制の強化

【単位施策】

1 災害予防対策・危機管理対策の強化

2 応急体制の強化

3 消防・救急体制の充実

単位施策の内容

1 災害予防対策・危機管理対策の強化

東日本大震災の教訓を踏まえて地域防災計画の改定を進めるとともに、町民・行政職員の防災・危機管理意識を高め、知識・技術を普及します。治山・治水、耐震改修など必要な予防対策事業を進めるとともに、地区や事業所での自主防災組織の育成を急ぎ、災害時要援護者一人ひとりへの個別支援の体制づくりを進めます。

2 応急体制の強化

大災害・有事の際、初動を迅速・的確に対応できるよう、情報伝達や避難、応援要請、医療救護などの応急体制を充実します。

3 消防・救急体制の充実

町民の防火意識の高揚、救急・救命に関する知識・技術の普及を一層進めるとともに、消防職員・消防団員の育成・確保を図ります。また、平成27年度が期限とされる電波法改正に伴う消防救急無線のデジタル化への対応を急ぐとともに、消防救急車両・資機材・消防水利の計画的な整備・更新を進めます。



↑ AED 講習



↑ 消防演習

防犯・交通安全の推進

取り巻く環境の変化

地域における人間関係の希薄化が進み、犯罪の抑止機能が低下しつつあります。わが町の犯罪発生率は高くはありませんが、人口当たりの発生率は増加傾向にあります。今後も、警察をはじめ、防犯協会、暴力追放運動協議会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。

平成21年9月に消費者庁が発足したこともあり、近年は消費者講演会など消費者教育に力を入れていますが、全国的に、悪質商法や振り込め詐欺などが後を絶たず、引き続き、消費者保護施策の継続が必要です。

車社会といわれる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まってきています。

北海道は、人口当たりの交通事故発生件数は特に多いわけではありませんが、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死亡者数の全国ワーストとなっています。興部警察署管内においても、死傷事故が多数発生しており、地域ぐるみでの交通安全対策は、大変重要です。



めざす雄武の姿

地域ぐるみで防犯や交通事故防止に取り組み、犯罪や事故のない安全なまちが実現しています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度 (20～23年度平均)	平成29年度
犯罪発生件数	17件	16件 (20～23年度平均)	0件
治安の満足度	45%	57%	70%
交通事故発生件数	6件	5.8件 (20～23年度平均)	0件
交通安全対策の満足度	42%	47%	60%



基本施策の体系

【 基本施策 】

防犯・交通安全の推進

【 単位施策 】

1 防犯体制の強化

2 交通安全対策の推進

単位施策の内容

1 防犯体制の強化

防犯灯・街路灯など防犯施設を充実するとともに、警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯対策を進めます。また、消費者被害防止の体制づくりを進めます。



↑ 各関係団体合同による暴力追放運動

2 交通安全対策の推進

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全教室などを通じた啓発活動や交通安全施設の整備を継続的に進めます。



↑ 保育所交通安全教室



↑ 交通安全旗の波運動

情報通信網の整備・充実

取り巻く環境の変化

情報化については、町では、平成15年度に「地域公共ネットワーク」（町内各公共施設のパソコンを結ぶ通信ネットワーク）の整備や、「総合行政ネットワーク（LGWAN）」（中央官庁と地方自治体を結ぶ通信ネットワーク）への接続を進めたのに続き、平成21～23年度にかけて、公設民営方式で町内全居住域へ光ファイバー網の敷設を図り、ブロードバンド（高速・大容量通信基盤）を広く町民が利用できる環境を実現しました。あわせて、地上波テレビ放送のデジタル化に対応した難視聴地域の解消も図りました。平成24年度には、これらの情報通信基盤をどのようにまちづくりに有効活用していくかの展望を示す地域情

報化計画の策定を進めています。

携帯電話、パソコンなど、情報通信技術の飛躍的な発展は、私たちの暮らしを便利にしてくれますが、一方で、利用の有無による情報格差や、わかりづらい課金システムによる無駄な出費、プライバシーの侵害など負の側面もあります。

町民が、複雑な機器・システムをストレスなく、浪費なく、有益に活用していけるよう、情報教育にも力を入れていく必要があります。



めざす雄武の姿

誰もが自分に必要な情報を、適正コストで、都会と同じように入手・活用でき、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
地域情報化の満足度	16%	17%	25%
町ホームページの年間アクセス件数	43,250件	89,668件	150,000件



基本施策の体系

【 基本施策 】

情報通信網の整備・充実

【 単位施策 】

1 地域情報化の推進

2 行政情報化の推進

単位施策の内容

1 地域情報化の推進

高度情報通信基盤を適切に保守管理していくとともに、情報通信技術の都度の進化にあわせて、必要な更新投資の実施を検討していきます。携帯電話のアンテナなど、民間の情報通信基盤についても、公益的インフラという観点から、災害対応など充実を働きかけていきます。

また、町民が、高度情報通信基盤を有効に活用していけるよう、情報教育を推進します。

2 行政情報化の推進

雄武町公共ネットワーク（総合行政ネットワーク、地域公共ネットワーク）やその他の情報システムを適切に保守管理していくとともに、更新時等にあわせて、個別システムの連携や統合を進めていきます。

また、平成26年度に予定されている社会保障カードの導入への対応を図るとともに、人工衛星を活用した地図情報の一元化（統合型GIS）、全国市町村での情報データの共有・管理（自治体クラウド）などの新技術の導入を検討していきます。

